

# 第1回高梁市議会（定例）議案

令和 5 年 3 月

高 梁 市

第 1 回高梁市議会(定例)議案目録

| 議案番号     | 件 名                                                                        | 結 果 | 頁  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|-----|----|
| 議案第 1 号  | 高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |     | 7  |
| 議案第 2 号  | 高梁市防災会議条例の一部を改正する条例                                                        |     | 13 |
| 議案第 3 号  | 高梁市復興基金条例の一部を改正する条例                                                        |     | 15 |
| 議案第 4 号  | 高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例                                               |     | 17 |
| 議案第 5 号  | 高梁市個人情報保護法施行条例                                                             |     | 19 |
| 議案第 6 号  | 高梁市情報公開条例                                                                  |     | 21 |
| 議案第 7 号  | 高梁市情報公開・個人情報保護審査会条例                                                        |     | 29 |
| 議案第 8 号  | 高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例                                               |     | 35 |
| 議案第 9 号  | 高梁市常山交流センター条例の一部を改正する条例                                                    |     | 37 |
| 議案第 10 号 | 高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例                                                       |     | 43 |
| 議案第 11 号 | 高梁市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例                                                    |     | 47 |
| 議案第 12 号 | 高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例                                              |     | 49 |
| 議案第 13 号 | 高梁市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例                                                   |     | 53 |
| 議案第 14 号 | 高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                |     | 55 |
| 議案第 15 号 | 高梁市学童保育条例の一部を改正する条例                                                        |     | 61 |

|           |                                                  |  |    |
|-----------|--------------------------------------------------|--|----|
| 議案第 1 6 号 | 高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例                            |  | 63 |
| 議案第 1 7 号 | 高梁市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例                        |  | 65 |
| 議案第 1 8 号 | 高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例                |  | 67 |
| 議案第 1 9 号 | 高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |  | 71 |
| 議案第 2 0 号 | 高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         |  | 75 |
| 議案第 2 1 号 | 市道路線の変更について                                      |  | 79 |
| 議案第 2 2 号 | 市道路線の認定について                                      |  | 83 |
| 議案第 2 3 号 | 弥高山公園の指定管理者の指定について                               |  | 87 |
| 議案第 2 4 号 | 高梁市滞在型宿泊施設の指定管理者の指定について                          |  | 89 |
| 議案第 2 5 号 | 高梁市川上デイサービスセンターの指定管理者の指定について                     |  | 91 |
| 議案第 2 6 号 | 高梁市高齢者見守り支援施設の指定管理者の指定について                       |  | 93 |
| 議案第 2 7 号 | 令和 4 年度高梁市一般会計補正予算（第 8 号）                        |  |    |
| 議案第 2 8 号 | 令和 4 年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）                  |  |    |
| 議案第 2 9 号 | 令和 4 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第 3 号）              |  |    |
| 議案第 3 0 号 | 令和 4 年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                 |  |    |
| 議案第 3 1 号 | 令和 4 年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）                    |  |    |

|           |                                    |  |  |
|-----------|------------------------------------|--|--|
| 議案第 3 2 号 | 令和 4 年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）   |  |  |
| 議案第 3 3 号 | 令和 4 年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号） |  |  |
| 議案第 3 4 号 | 令和 4 年度高梁市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）      |  |  |
| 議案第 3 5 号 | 令和 4 年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）     |  |  |
| 議案第 3 6 号 | 令和 4 年度高梁市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）    |  |  |
| 議案第 3 7 号 | 令和 4 年度高梁市巨瀬財産区特別会計補正予算（第 1 号）     |  |  |
| 議案第 3 8 号 | 令和 5 年度高梁市一般会計予算                   |  |  |
| 議案第 3 9 号 | 令和 5 年度高梁市国民健康保険特別会計予算             |  |  |
| 議案第 4 0 号 | 令和 5 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算         |  |  |
| 議案第 4 1 号 | 令和 5 年度高梁市へき地診療所特別会計予算             |  |  |
| 議案第 4 2 号 | 令和 5 年度高梁市後期高齢者医療特別会計予算            |  |  |
| 議案第 4 3 号 | 令和 5 年度高梁市介護保険特別会計予算               |  |  |
| 議案第 4 4 号 | 令和 5 年度高梁市養護老人ホーム特別会計予算            |  |  |
| 議案第 4 5 号 | 令和 5 年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計予算          |  |  |
| 議案第 4 6 号 | 令和 5 年度高梁市畑地かんがい事業特別会計予算           |  |  |
| 議案第 4 7 号 | 令和 5 年度高梁市水道事業特別会計予算               |  |  |

|           |                        |  |  |
|-----------|------------------------|--|--|
| 議案第 4 8 号 | 令和 5 年度高梁市下水道事業特別会計予算  |  |  |
| 議案第 4 9 号 | 令和 5 年度高梁市地域開発事業特別会計予算 |  |  |
| 議案第 5 0 号 | 令和 5 年度高梁市巨瀬財産区特別会計予算  |  |  |
| 議案第 5 1 号 | 令和 5 年度高梁市宇治財産区特別会計予算  |  |  |
| 議案第 5 2 号 | 令和 5 年度高梁市有漢財産区特別会計予算  |  |  |



議案第 1 号

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ  
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとお  
り制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ  
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年高梁市条例第 4 3 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 6 の項を 9 の項とし、5 の項を 8 の項とし、4 の項を 7 の項とし、3 の項の  
次に次の 3 項を加える。

|      |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 4 市長 | 高梁市営地域住宅条例（平成 2 9 年高梁市条例第 1 9 号）による地域住宅の<br>管理に関する事務であって規則で定めるもの              |
| 5 市長 | 高梁市営定住促進住宅条例（令和 4 年高梁市条例第 3 1 号）による定住促進<br>住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの            |
| 6 市長 | 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する<br>外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第 2 中 6 の項を 9 の項とし、5 の項を 8 の項とし、4 の項を 7 の項とし、3 の項の  
次に次の 3 項を加える。

|   |    |                                                      |                                                                                                                                          |
|---|----|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 市長 | 高梁市営地域住宅条例による地域住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの               | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの                                                                                          |
| 5 | 市長 | 高梁市営定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの           | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの                                                                                          |
| 6 | 市長 | 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、母子及び父子並びに寡婦関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3中1の項の次に次の1項を加える。

|   |    |                                                      |       |                                             |
|---|----|------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------|
| 2 | 市長 | 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
|---|----|------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------|

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

#### 提 案 理 由

地域住宅及び定住促進住宅の管理並びに外国人に対する生活保護の措置に当たり個人番号を利用するため。



(参考) 高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
情報の提供に関する条例新旧対照表

| 改正案         |                                                                    | 現行          |                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 別表第1(第4条関係) |                                                                    | 別表第1(第4条関係) |                                                                  |
| 機関          | 事務                                                                 | 機関          | 事務                                                               |
| (略)         |                                                                    | (略)         |                                                                  |
| 4 市長        | 高梁市当地域住宅条例(平成29年高梁市条例第19号)による地域住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの             | 4 市長        | 高梁市子ども医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第122号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの     |
| 5 市長        | 高梁市當定住促進住宅条例（令和4年高梁市条例第31号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの          | 5 市長        | 高梁市中心身障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例第145号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの      |
| 6 市長        | 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 6 市長        | 高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第123号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 市長        | 高梁市子ども医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第122号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの       |             |                                                                  |
| 8 市長        | 高梁市中心身障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例第145号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの        |             |                                                                  |
| 9 市長        | 高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成16年高梁市条例第123号)による医療費給付に関する事務で              |             |                                                                  |

|             | あつて規則で定めるもの                                          |                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表第2(第4条関係) |                                                      |                                                                                                                                          |
| 機関          | 事務                                                   | 特定個人情報                                                                                                                                   |
| (略)         |                                                      |                                                                                                                                          |
| 4 市長        | 高梁市営地域住宅条例による地域住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの               | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護実施関係情報であつて規則で定めるもの                                                                                          |
| 5 市長        | 高梁市営定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの           | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護実施関係情報であつて規則で定めるもの                                                                                          |
| 6 市長        | 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、母子及び父子並びに寡婦関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び生活保護実施関係情報であつて規則で定めるもの |
| 7 市長        | 高梁市子ども医療費給付                                          | 住民票関係情報、地方税関係情報                                                                                                                          |

別表第2(第4条関係)

| 機関   | 事務                                              | 特定個人情報                                          |
|------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| (略)  |                                                 |                                                 |
| 4 市長 | 高梁市子ども医療費給付に関する条例による医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの     | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの |
| 5 市長 | 高梁市心身障害者医療費給付条例による医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの       | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの |
| 6 市長 | 高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例による医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの |

|      |                                                 |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|      | に関する条例による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの                | 報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの               |
| 8 市長 | 高梁市中心身障害者医療費給付条例による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの      | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3(第5条関係)

| 情報照会機関 | 事務                                                   | 情報提供機関 | 特定個人情報                                      |
|--------|------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------|
| (略)    |                                                      |        |                                             |
| 2 市長   | 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |

別表第3(第5条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|----|--------|--------|
| (略)    |    |        |        |



高梁市防災会議条例の一部を改正する条例

高梁市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市防災会議条例の一部を改正する条例

高梁市防災会議条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「前 2 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 高梁市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（高梁市水防協議会条例の廃止）

2 高梁市水防協議会条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 6 号）は、廃止する。

提 案 理 由

高梁市防災会議の所掌事務に高梁市水防計画等の調査審議を加えるため。

(参考)

高梁市防災会議条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現行                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 高梁市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p><u>(2) 高梁市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p><u>(4)</u> 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p><u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 高梁市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p><u>(2)</u> 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p><u>(3)</u> 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p><u>(4)</u> 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> |

高梁市復興基金条例の一部を改正する条例

高梁市復興基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市復興基金条例の一部を改正する条例

高梁市復興基金条例（令和元年高梁市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「復旧及び復興を図るため」を「復興を図るとともに、今後の大規模災害からの早期の復旧、復興等に備えるため」に改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

大規模災害からの復旧、復興等に備えるため。

(参考)

高梁市復興基金条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                        | 現行                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 平成30年7月豪雨災害からの<u>復興を図るとともに、今後の大規模災害からの早期の復旧、復興等に備えるため</u>、高梁市復興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 平成30年7月豪雨災害からの<u>復旧及び復興を図るため</u>、高梁市復興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> |



高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例

高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例

高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 0 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 1 項、第 2 6 条第 1 項又は第 2 7 条の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び削除については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第 1 4 条第 2 項、第 2 3 条第 2 項又は第 2 5 条の規定による職務又はその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 3 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例とする。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第 2 条第 6 号に規定する保有個人情報の処理に関する業務に従事していた者
  - (3) この条例の施行前において地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事していた者
- 4 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において

旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 附則第3項第1号及び第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項の規定により置かれた高梁市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又は施行前において旧審査会の委員であった者に係る同条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧条例第34条第1項の規定により置かれた高梁市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又は施行前において旧審議会の委員であった者に係る第34条第3項において準用する第33条第4項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止するため。

高梁市個人情報保護法施行条例

高梁市個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第 3 条 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている実施機関における行政文書 1 件につき 300 円とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第 4 条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高梁市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年高梁市条例第 号）第 2 条に規定する高梁市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行状況の公表)

第5条 実施機関は、法及びこの条例の施行の状況について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

2 高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条中「高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成16年高梁市条例第10号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

## 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正により、同法が地方公共団体に適用されることに伴い、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるため。

高梁市情報公開条例

高梁市情報公開条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市情報公開条例

(目的)

第 1 条 この条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 1 1 年法律第 4 2 号)の理念にのっとり、市民の行政文書の公開を求める権利を保障することにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政への市民参加を推進するとともに、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、もって開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長、議会及び財産区をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
  - イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(3) 開示 行政文書の閲覧又はその写しの交付をいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければな

らない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求するものは、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人の基本的人権の重要性を認識し、行政文書の開示によって得た情報を第1条の目的に即して適正に使用しなければならない。

(開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの。この場合において開示請求できる行政文書は、そのものが利害関係を有する情報が記録されている行政文書に限る。

(開示請求)

第6条 前条の規定により行政文書の開示を請求（以下「開示請求」という。）しようとするものは、開示請求書を提出しなければならない。

(開示)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該行政文書を開示しなければならない。ただし、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除く。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名に関する部分であっ

て、開示しても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの  
エ 人の生命、健康、財産及び生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 市の内部又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより率直な意見の交換若しくは公正な意思決定が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

- (6) 実施機関の行う事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公平かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（部分開示）

第8条 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、その部分を除いて当該行政文書を開示するものとする。

(公益上の理由による裁量開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示しないときは、その旨の決定をし、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条に規定する決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書を受理した日から起算して30日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求書を受理した日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、開示請求書を受理した日から起算して30日以内に延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求書を受理した日から起算して60日以内にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書の相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については、相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合においては、前条第2項後段の規定により開示請求者に通知しなければならない。



(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に国及びその他の地方公共団体並びに開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の教示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の教示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号ただし書又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 行政文書の開示は、閲覧又は文書の写しの交付により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(開示請求に係る手数料等)

第16条 この条例の規定による開示請求に係る手数料は、行政文書1件につき300円とする。

2 前条の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 この条例に基づく決定等又は請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不

服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定は、適用しない。

（審査請求に関する手続）

第１８条 この条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく高梁市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和５年高梁市条例第 号）第２条に規定する高梁市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

（１） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（２） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（第三者から当該行政文書の開示について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）

２ 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてするものとする。

３ 第１項の規定による実施機関の諮問を受けた審査会は、調査審議するとともに、この条例による情報公開に係る制度の改善及び運営に関する重要事項について実施機関の諮問に応じ調査審議するものとする。

（行政文書目録の作成）

第１９条 実施機関は、行政文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（施行状況の公表）

第２０条 実施機関は、この条例の施行の状況について、毎年度公表するものとする。

（他の制度との調整）

第２１条 行政文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている場合には、その定めるところによるものとする。

（委任）

第２２条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

## 提 案 理 由

高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例の廃止に伴い、情報公開に関し必要な事項を定めるため。



高梁市情報公開・個人情報保護審査会条例

高梁市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度における審査請求について調査審議等するため、高梁市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 高梁市情報公開条例（令和5年高梁市条例第 号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（高梁市個人情報保護法施行条例（令和5年高梁市条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）及び高梁市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年高梁市条例第 号）第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 高梁市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項に規定する諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 個人情報保護条例第4条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議すること。
- (5) 情報公開条例第18条第3項の規定による諮問に応じ情報公開に係る制度の改善及び運営に関する重要事項について調査審議すること。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開及び個人情報保護に係る制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議することができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとする

きは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第12条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧審査会の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃止前の高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成16年高梁市条例第10号。以下「旧条例」という。）第33条第1項の規定により置かれた高梁市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

4 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

## 提 案 理 由

高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例の廃止に伴い、高梁市情報公開・個人情報保



護審査会の設置等に関し必要な事項を定めるため。



高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「1 0 0 円」を「2 0 0 円」に、「3 0 0 円」を「5 0 0 円」に改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

成羽長寿園及び鶴寿荘における汚物処理業務の手当額を増額するため。

(参考)

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                        | 現行                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(成羽長寿園及び鶴寿荘に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の手当は、成羽長寿園に勤務する職員にあつては日額<u>200円</u>を、鶴寿荘に勤務する職員にあつては日額<u>500円</u>を超えて支給してはならない。</p> | <p>(成羽長寿園及び鶴寿荘に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の手当は、成羽長寿園に勤務する職員にあつては日額<u>100円</u>を、鶴寿荘に勤務する職員にあつては日額<u>300円</u>を超えて支給してはならない。</p> |

高梁市常山交流センター条例の一部を改正する条例

高梁市常山交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市常山交流センター条例の一部を改正する条例

高梁市常山交流センター条例（平成 1 7 年高梁市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「を利用」を「において次に掲げる行為を」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (1) 別表の 1、2、3 に掲げる施設等の利用
- (2) 物品の販売及びこれに類する行為
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める行為

第 1 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 使用料は、別表の 1、2、3 に掲げる基準額に 1. 5 を乗じて得た額までの範囲内の額で市長又は指定管理者が定める額及び同表の 4 に掲げる金額を合算した額とする。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条、第 1 5 条関係）

# 1 研修棟

| 利用区分<br>室名 | 基準額    |             |             |           |             |           |
|------------|--------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|            | 午前     | 午後          | 夜間          | 昼間        | 昼夜間         | 全日        |
|            | 9 時～正午 | 1 3 時～1 7 時 | 1 8 時～2 2 時 | 9 時～1 7 時 | 1 3 時～2 2 時 | 9 時～2 2 時 |

|     |      |      |        |        |        |        |
|-----|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 研修室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| 実習室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| 調理室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |

備考

- (1) 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、1時間を限度として、規定料金の10分の5相当額を追徴する。
- (2) 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、その時間が含まれる時間帯の料金を徴収する。
- (3) 冷暖房設備を利用するときは、その利用期間中の使用料の10分の5相当額を追徴する。
- (4) 基準額には、消費税を含まないものとする。

## 2 設備

| 区分     | 単位   | 基準額  |
|--------|------|------|
| シャワー設備 | 1人1回 | 100円 |

備考 基準額には、消費税を含まないものとする。

## 3 キャンプサイト（炊事棟を含む。）

| 区分   | 単位         | 基準額    |
|------|------------|--------|
| 1泊2日 | 1区画        | 1,000円 |
|      | 高校・一般1人当たり | 400円   |
|      | 小・中学生1人当たり | 200円   |
| 1日   | 1区画        | 500円   |
|      | 高校・一般1人当たり | 200円   |
|      | 小・中学生1人当たり | 100円   |

備考 基準額には、消費税を含まないものとする。

## 4 その他

| 区分                    | 単位                | 金額               |
|-----------------------|-------------------|------------------|
| 第10条第1項第2号又は第3号に掲げる行為 | 市長又は指定管理者が別に定める単位 | 市長又は指定管理者が別に定める額 |

附 則（令和５年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の施設の利用時間、使用料等に係る規定は、この条例の施行の日以後に使用した者から適用し、同日前から継続使用した者については、なお従前の例による。

提 案 理 由

高梁市常山交流センターの使用料等の見直しを行うため。

(参考)

## 高梁市常山交流センター条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行         |             |             |            |        |       |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-------------|------------|--------|-------|--|--|----|----|----|----|-----|----|--|------|-------|--------|-------|--------|-------|----|---|----|---|---|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|----|----|--|------------|-------------|-------------|------------|----|--|--|--|--|
| <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者(以下「利用者」という。 )は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 別表の1、2、3に掲げる施設等の利用</p> <p>(2) 物品の販売及びこれに類する行為</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める行為</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 使用料は、別表の1、2、3に掲げる基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で市長又は指定管理者が定める額及び同表の4に掲げる金額を合算した額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第9条、第15条関係)</p> <p>1 研修棟</p> <table><tr><th>利用区分</th><th colspan="6">基準額</th></tr><tr><th></th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>昼夜間</th><th>全日</th></tr><tr><th></th><td>9時～正</td><td>13時～1</td><td>18時～22</td><td>9時～17</td><td>13時～22</td><td>9時～22</td></tr><tr><th>室名</th><td>午</td><td>7時</td><td>時</td><td>時</td><td>時</td><td>時</td></tr></table> | 利用区分       | 基準額         |             |            |        |       |  |  | 午前 | 午後 | 夜間 | 昼間 | 昼夜間 | 全日 |  | 9時～正 | 13時～1 | 18時～22 | 9時～17 | 13時～22 | 9時～22 | 室名 | 午 | 7時 | 時 | 時 | 時 | 時 | <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 交流センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。 )は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 使用料の額は別表に掲げるとおりとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第9条、第15条関係)</p> <p>(1) 研修棟</p> <table><tr><th>利用区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>全日</th></tr><tr><th></th><td>9:00～12:00</td><td>13:00～17:00</td><td>18:00～22:00</td><td>9:00～22:00</td></tr><tr><th>室名</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> | 利用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |  | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 | 9:00～22:00 | 室名 |  |  |  |  |
| 利用区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 基準額        |             |             |            |        |       |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 午前         | 午後          | 夜間          | 昼間         | 昼夜間    | 全日    |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 9時～正       | 13時～1       | 18時～22      | 9時～17      | 13時～22 | 9時～22 |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |
| 室名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 午          | 7時          | 時           | 時          | 時      | 時     |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |
| 利用区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 午前         | 午後          | 夜間          | 全日         |        |       |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 | 9:00～22:00 |        |       |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |
| 室名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |             |             |            |        |       |  |  |    |    |    |    |     |    |  |      |       |        |       |        |       |    |   |    |   |   |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |    |    |    |    |  |            |             |             |            |    |  |  |  |  |



|     |      |      |        |        |        |        |
|-----|------|------|--------|--------|--------|--------|
| 研修室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| 実習室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| 調理室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |

備考

- (1) 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、1時間を限度として、規定料金の10分の5相当額を追徴する。
- (2) 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、その時間が含まれる時間帯の料金を徴収する。
- (3) 冷暖房設備を利用するときは、その利用期間中の使用料の10分の5相当額を追徴する。
- (4) 基準額には、消費税を含まないものとする。

2 設備

| <u>区分</u> | <u>単位</u> | <u>基準額</u> |
|-----------|-----------|------------|
| シャワー設備    | 1人1回      | 100円       |

備考 基準額には、消費税を含まないものとする。

3 キャンプサイト(炊事棟を含む。)

| <u>区分</u> | <u>単位</u>  | <u>基準額</u> |
|-----------|------------|------------|
| 1泊2日      | 1区画        | 1,000円     |
|           | 高校・一般1人当たり | 400円       |
|           | 小・中学生1人当たり | 200円       |
| 1日        | 1区画        | 500円       |
|           | 高校・一般1人当たり | 200円       |

|     |      |      |        |        |
|-----|------|------|--------|--------|
| 研修室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 実習室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 調理室 | 500円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |

- 1 利用申込時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、1時間を限度として、規定料金の10分の5相当額を追徴する。
- 2 超過又は繰り上げて利用する時間を超えるときは、その時間が含まれる時間帯の料金を徴収する。

(2) キャンプサイト(炊事棟含む)

|                       | <u>高校・一般1人当たり</u> | <u>小・中学生1人当たり</u> |
|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 1泊2日<br>(午後3時～翌日正午まで) | 300円              | 150円              |
| 1日<br>(午前9時～午後5時まで)   | 100円              | 50円               |

|                         |                   |                  |
|-------------------------|-------------------|------------------|
|                         | 小・中学生1人当たり        | 100円             |
| 備考 基準額には、消費税を含まないものとする。 |                   |                  |
| 4 その他                   |                   |                  |
| 区分                      | 単位                | 金額               |
| 第10条第1項第2号又は第3号に掲げる行為   | 市長又は指定管理者が別に定める単位 | 市長又は指定管理者が別に定める額 |

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域住宅条例（平成 29 年高梁市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に 1 条を加える。

（地域住宅の社宅使用）

第 23 条 市長は、市内の法人が地域住宅を使用して従業員等の居住を目的に社宅を設けることが必要であると認める場合においては、地域住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、地域住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

3 法人は、地域住宅の使用戸数に応じて、第 11 条別表で規定する 1 戸当たり家賃月額を使用料として支払わなければならない。この場合において、地域住宅に入居する従業員等から徴収することとなる家賃相当額は、同条別表に定める額を超えてはならない。

4 地域住宅の社宅使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表千枚住宅の項の前に次のように加える。

|             |                       |           |          |     |     |                     |          |
|-------------|-----------------------|-----------|----------|-----|-----|---------------------|----------|
| 市場第 1<br>住宅 | 高梁市有漢町有漢<br>2094 番地   | 木造平<br>屋建 | 平成 4 年度  | 3DK | 2 戸 | 67.0 m <sup>2</sup> | 30,900 円 |
| 横見第 1<br>住宅 | 高梁市有漢町有漢<br>5683 番地 3 | 木造平<br>屋建 | 平成 11 年度 | 3DK | 2 戸 | 70.0 m <sup>2</sup> | 35,000 円 |

|            |                          |           |           |       |     |                        |               |
|------------|--------------------------|-----------|-----------|-------|-----|------------------------|---------------|
| 横見第2<br>住宅 | 高梁市有漢町有漢<br>5 7 1 6 番地 1 | 木造平<br>屋建 | 平成 1 3 年度 | 3 D K | 2 戸 | 7 0 . 0 m <sup>2</sup> | 3 5 , 0 0 0 円 |
|------------|--------------------------|-----------|-----------|-------|-----|------------------------|---------------|

附 則（令和 5 年高梁市条例第      号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（高梁市営住宅条例の一部改正）

- 2 高梁市営住宅条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市場第 1 住宅の項中「1 0 戸」を「8 戸」に、横見第 1 住宅の項中「1 4 戸」を「1 2 戸」に、横見第 2 住宅の項中「8 戸」を「6 戸」に改める。

提 案 理 由

地域住宅の社宅使用の規定の整備及び市営住宅の一部を地域住宅へ移行するため。

(参考)

## 高梁市營地域住宅条例新旧对照表

[illegible]

|     |        |     |      |     |    |       |         |
|-----|--------|-----|------|-----|----|-------|---------|
| 住宅  | 3番地3   |     |      |     |    |       |         |
| 横見  | 高梁市有漢  | 木造平 | 平成13 | 3DK | 2戸 | 70.0㎡ | 35,000円 |
| 第2  | 町有漢571 | 屋建  | 年度   |     |    |       |         |
| 住宅  | 6番地1   |     |      |     |    |       |         |
| 千枚  | 高梁市成羽  | 木造2 | 平成4  | 3DK | 6戸 | 72.7㎡ | 17,400円 |
| 住宅  | 町吹屋404 | 階建  | 年度   |     |    |       |         |
|     | 番地     |     |      |     |    |       |         |
| (略) |        |     |      |     |    |       |         |

高梁市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

高梁市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

高梁市コミュニティ施設条例（平成 16 年高梁市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

別表集会所の部領家集会所の項を削る。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

領家集会所を廃止するため。

(参考)

高梁市コミュニティ施設条例新旧対照表

| 改正案       |          |                  | 現行        |              |                       |
|-----------|----------|------------------|-----------|--------------|-----------------------|
| 別表(第3条関係) |          |                  | 別表(第3条関係) |              |                       |
| 区分        | 名称       | 位置               | 区分        | 名称           | 位置                    |
| (略)       |          |                  | (略)       |              |                       |
| 集会所       | 成美集会所    | 高梁市成羽町成羽2771番地   | 集会所       | 成美集会所        | 高梁市成羽町成羽2771番地        |
|           | 田原集会所    | 高梁市成羽町布寄145番地1   |           | 田原集会所        | 高梁市成羽町布寄145番地1        |
|           | 大賀集会所    | 高梁市川上町仁賀633番地1   |           | <u>領家集会所</u> | <u>高梁市川上町地頭1422番地</u> |
|           | 田原荘分館    | 高梁市備中町東油野1254番地1 |           | 大賀集会所        | 高梁市川上町仁賀633番地1        |
|           | 布賀ふれあい会館 | 高梁市備中町布賀1546番地   |           | 田原荘分館        | 高梁市備中町東油野1254番地1      |
| (略)       |          |                  | 布賀ふれあい会館  |              |                       |
|           |          |                  | (略)       |              |                       |



高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年高梁市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 2 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 3 条の宅地造成工事規制区域」を「第 10 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域」に改め、「関する工事」の次に「及び同条第 3 号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域内において行う同法第 2 条第 3 号に規定する特定盛土等に関する工事」を加え、同項第 3 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「第 10 条の 2」を「第 10 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項第 2 号の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

（経過措置）

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事である墓地の造成に関する工事に対する改正前の高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例第 20 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律

第55号) 附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

#### 提 案 理 由

宅地造成等規制法の改正等に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(適用除外)</p> <p>第20条 次に掲げる造成工事については、第14条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事及び同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事である造成工事</u></p> <p>(3) 森林法(昭和26年法律第249号)<u>第5条第1項</u>の地域森林計画の対象となっている民有林において行う同法<u>第10条の2第1項</u>に規定する開発行為である造成工事及び同法第26条又は第26条の2に規定する保安林の指定の解除を伴う造成工事</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第20条 次に掲げる造成工事については、第14条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条の宅地造成工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事である造成工事</u></p> <p>(3) 森林法(昭和26年法律第249号)<u>第5条</u>の地域森林計画の対象となっている民有林において行う同法<u>第10条の2</u>に規定する開発行為である造成工事及び同法第26条又は第26条の2に規定する保安林の指定の解除を伴う造成工事</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> |



高梁市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

高梁市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

高梁市子ども・子育て会議条例（平成 25 年高梁市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市子ども・子育て会議条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                      | 現行                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、高梁市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、高梁市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。</p> |

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高梁  
市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全  
育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対  
する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生  
活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所におけ  
る安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定  
し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の  
研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよ  
う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画  
の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。



## 提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

## 高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、</u></p> | <p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> |

取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

#### 第12条 略

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

#### 第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症

(虐待等の禁止)

#### 第12条 略

(衛生管理等)

#### 第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めな  
ければならない。

3 略

3 略

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例（平成 16 年高梁市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表巨瀬学童保育の項中「4966 番地 2」を「4972 番地 5」に、「巨瀬小学校」を「巨瀬幼稚園」に改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

巨瀬学童保育の場所を巨瀬幼稚園内とするため。

(参考)

高粱市学童保育条例新旧対照表

| 改正案       |                              |     | 現行        |                              |     |
|-----------|------------------------------|-----|-----------|------------------------------|-----|
| 別表(第2条関係) |                              |     | 別表(第2条関係) |                              |     |
| 名称        | 場所                           | 定員  | 名称        | 場所                           | 定員  |
| (略)       |                              |     | (略)       |                              |     |
| 巨瀬学童保育    | 高粱市巨瀬町 <u>4972番地5</u> 巨瀬幼稚園内 | 20人 | 巨瀬学童保育    | 高粱市巨瀬町 <u>4966番地2</u> 巨瀬小学校内 | 20人 |
| (略)       |                              |     | (略)       |                              |     |

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険条例(平成 16 年高梁市条例第 146 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改める。

附 則 (令和 5 年高梁市条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額の引き上げを行うため。

(参考)

高梁市国民健康保険条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                 | 現行                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> |



高梁市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

高梁市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

高梁市デイサービスセンター条例（平成 16 年高梁市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「10 年間」を「5 年間」に改める。

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

指定管理者の管理の期間の見直しを行うため。

(参考)

高梁市デイサービスセンター条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第7条 指定管理者がデイサービスセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日の場合は、当該日)から起算して<u>5年間</u>とする。ただし、再指定を妨げない。</p> | <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第7条 指定管理者がデイサービスセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日の場合は、当該日)から起算して<u>10年間</u>とする。ただし、再指定を妨げない。</p> |

高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 282 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 13 条第 3 項を削る。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 12 条関係）

年額報酬

| 職名           | 金額          |
|--------------|-------------|
| 団長           | 年額 82,500 円 |
| 副団長          | 〃 69,000 円  |
| 本部長<br>分団長   | 〃 50,500 円  |
| 副本部長<br>副分団長 | 〃 45,500 円  |
| 指導部長<br>部長   | 〃 37,000 円  |

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 指導副部長<br>副部長<br>班長      | 〃 37,000円               |
| 団員（基本消防団員）<br>（機能別消防団員） | 〃 36,500円<br>出動1回につき50円 |

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

出動報酬

| 種類        | 支給単位       | 支給額    |
|-----------|------------|--------|
| 火災、災害、警戒等 | 2時間未満      | 2,000円 |
|           | 2時間以上4時間未満 | 4,000円 |
|           | 4時間以上6時間未満 | 6,000円 |
|           | 6時間以上      | 8,000円 |
| 訓練、会議等    | 1回につき      | 2,000円 |

備考 2日以上にわたる出動については、午前0時をもってそれまでの出動時間や業務の負荷を勘案し支給額を決定する。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例第12条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後に火災、訓練等の職務への従事を開始する場合について適用し、同日前に火災、訓練等の職務への従事を開始した場合については、従前の例による。

提 案 理 由

高梁市消防団員の年額報酬額及び出動報酬額の改正を行うため。

(参考)

## 高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                 |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|-----------|-------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|--|-------------|------------------|-------------|--|-------------|------------------|-----------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|--|-------------|------------------|-------------|--|-------------|------------------|-----------|--|
| <p>(報酬)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による報酬の額は、<u>別表第1及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>別表第1(第12条関係)</u></p> <p><u>年額報酬</u></p> <table> <tr> <th><u>職名</u></th><th><u>金額</u></th></tr> <tr> <td><u>団長</u></td><td><u>年額 82,500円</u></td></tr> <tr> <td><u>副団長</u></td><td><u>〃 69,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>本部長</u></td><td><u>〃 50,500円</u></td></tr> <tr> <td><u>分団長</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>副本部長</u></td><td><u>〃 45,500円</u></td></tr> <tr> <td><u>副分団長</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>指導部長</u></td><td><u>〃 37,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>部長</u></td><td></td></tr> </table> | <u>職名</u>          | <u>金額</u> | <u>団長</u> | <u>年額 82,500円</u> | <u>副団長</u> | <u>〃 69,000円</u> | <u>本部長</u> | <u>〃 50,500円</u> | <u>分団長</u> |  | <u>副本部長</u> | <u>〃 45,500円</u> | <u>副分団長</u> |  | <u>指導部長</u> | <u>〃 37,000円</u> | <u>部長</u> |  | <p>(報酬)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による報酬の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>団員が、水火災又は訓練等で出動したときは、予算の範囲内において別に定める額を支給する。</u></p> <p><u>別表(第12条関係)</u></p> <table> <tr> <th><u>職名</u></th><th><u>金額</u></th></tr> <tr> <td><u>団長</u></td><td><u>年額 175,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>副団長</u></td><td><u>〃 96,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>本部長</u></td><td><u>〃 71,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>分団長</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>副本部長</u></td><td><u>〃 51,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>副分団長</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>指導部長</u></td><td><u>〃 41,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>部長</u></td><td></td></tr> </table> | <u>職名</u> | <u>金額</u> | <u>団長</u> | <u>年額 175,000円</u> | <u>副団長</u> | <u>〃 96,000円</u> | <u>本部長</u> | <u>〃 71,000円</u> | <u>分団長</u> |  | <u>副本部長</u> | <u>〃 51,000円</u> | <u>副分団長</u> |  | <u>指導部長</u> | <u>〃 41,000円</u> | <u>部長</u> |  |
| <u>職名</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <u>金額</u>          |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <u>年額 82,500円</u>  |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>副団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <u>〃 69,000円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>本部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <u>〃 50,500円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>分団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>副本部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <u>〃 45,500円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>副分団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>指導部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <u>〃 37,000円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>職名</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <u>金額</u>          |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <u>年額 175,000円</u> |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>副団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <u>〃 96,000円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>本部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <u>〃 71,000円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>分団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>副本部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <u>〃 51,000円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>副分団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>指導部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <u>〃 41,000円</u>   |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |
| <u>部長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |           |           |                   |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |           |                    |            |                  |            |                  |            |  |             |                  |             |  |             |                  |           |  |

|                                                             |                      |                   |
|-------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------|
| 指導副部長                                                       | //                   | <u>37,000円</u>    |
| 副部長                                                         |                      |                   |
| 班長                                                          |                      |                   |
| 団員(基本消防団員)                                                  | //                   | <u>36,500円</u>    |
| (機能別消防団員)                                                   |                      | <u>出動1回につき50円</u> |
| 別表第2(第12条関係)                                                |                      |                   |
| <u>出動報酬</u>                                                 |                      |                   |
| <u>種類</u>                                                   | <u>支給単位</u>          | <u>支給額</u>        |
| 火災、災害、警戒等                                                   | <u>2 時間未満</u>        | <u>2,000 円</u>    |
|                                                             | <u>2 時間以上 4 時間未満</u> | <u>4,000 円</u>    |
|                                                             | <u>4 時間以上 6 時間未満</u> | <u>6,000 円</u>    |
|                                                             | <u>6 時間以上</u>        | <u>8,000 円</u>    |
| 訓練、会議等                                                      | <u>1 回につき</u>        | <u>2,000 円</u>    |
| 備考 2日以上にわたる出動については、午前0時をもってそれまでの<br>出動時間や業務の負荷を勘案し支給額を決定する。 |                      |                   |

|            |    |                   |
|------------|----|-------------------|
| 指導副部長      | // | <u>19,500円</u>    |
| 副部長        |    |                   |
| 班長         |    |                   |
| 団員(基本消防団員) | // | <u>18,500円</u>    |
| (機能別消防団員)  |    | <u>出動1回につき50円</u> |

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年高梁市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による」を「次のいずれかに該当するときは、」に改め、「に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を削り、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。(前号に該当する場合を除く。)

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加え、「次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)」を「次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)」又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」に、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則 (令和5年高梁市条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。



(参考)

## 高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第26条 削除</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> | <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> |

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6～9 略

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6～9 略

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 5 年 月 日制定)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高梁市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第 13 条を次のように改める。

### 第 13 条 削除

附 則（令和 5 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の 2 の改正規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 改正後の第 7 条の 2 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

### 提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現行                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p><u>第13条 削除</u></p> | <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> |



## 市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり変更する。

（名称）

| 新路線名    | 旧路線名 | 起 点                | 終 点                             |
|---------|------|--------------------|---------------------------------|
| 檜林旧道線   | 檜林線  | 起点 上谷町 4 2 7 8 番地先 | から<br>終点 上谷町 4 5 0 5 番第 1 地先 まで |
| 計 1 路 線 |      |                    |                                 |

（延長）

| 路 線 名   |   | 起 点                | 終 点                           | 延長 m   | 幅員 m    |
|---------|---|--------------------|-------------------------------|--------|---------|
| 上谷天王線   | 新 | 起点 上谷町 4 4 5 2 番地先 | から<br>終点 上谷町 4 4 9 3 番 2 地先まで | 118.0  | 0.7～3.5 |
|         | 旧 | 起点 上谷町 4 4 5 2 番地先 | から<br>終点 上谷町 4 4 9 7 番 1 地先まで | 166.0  | 0.7～3.5 |
| 計 1 路 線 |   |                    |                               | 48.0 減 |         |

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

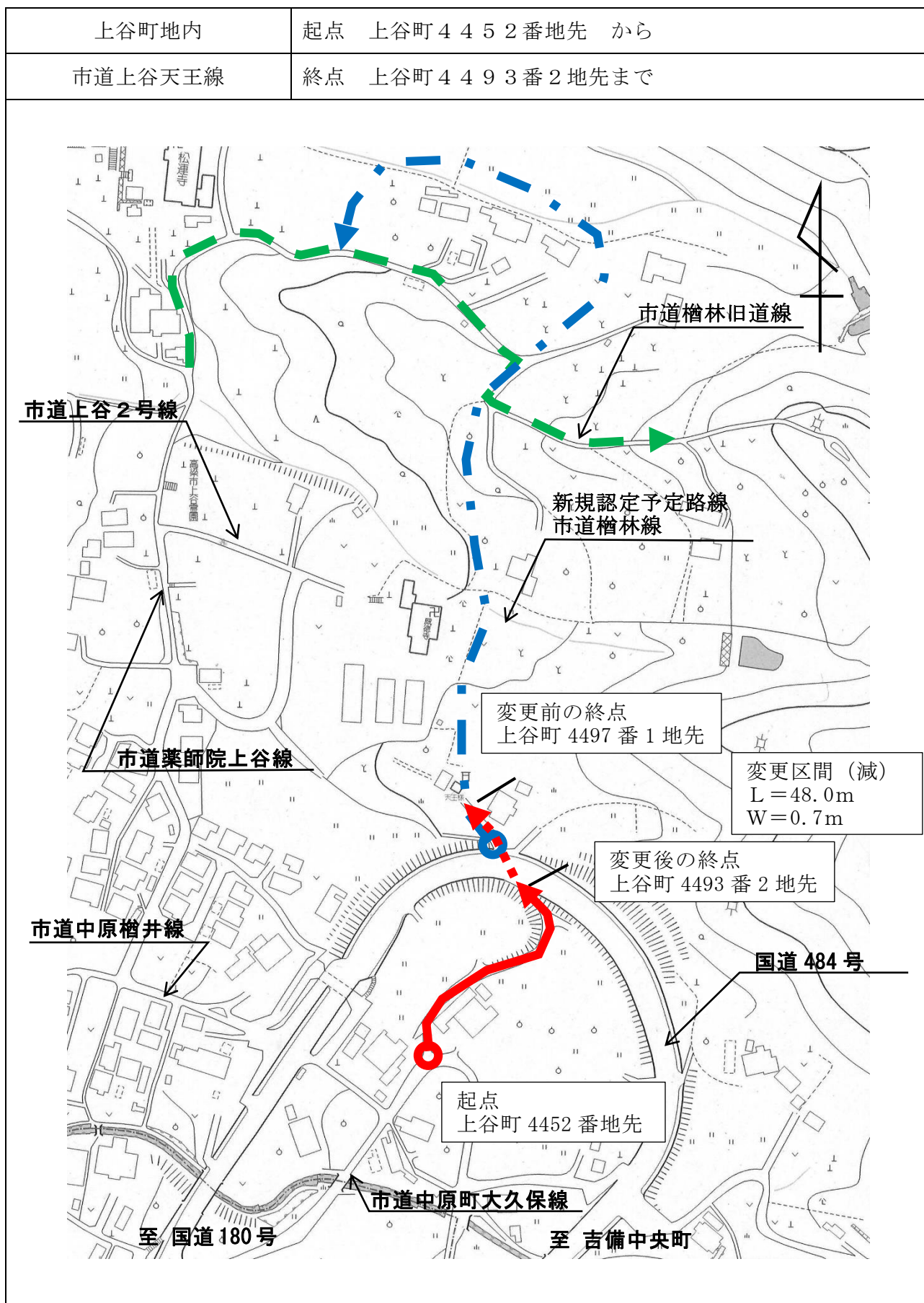
## 提 案 理 由

道路法の規定に基づき市道路線の変更をするため。

|         |                        |    |
|---------|------------------------|----|
| 上谷町地内   | 起点 上谷町 4 2 7 8 番地先     | から |
| 市道榑林旧道線 | 終点 上谷町 4 5 0 5 番第 1 地先 | まで |







(参考)

## 道路法（抜すい）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は第2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

## 市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

（新規路線）

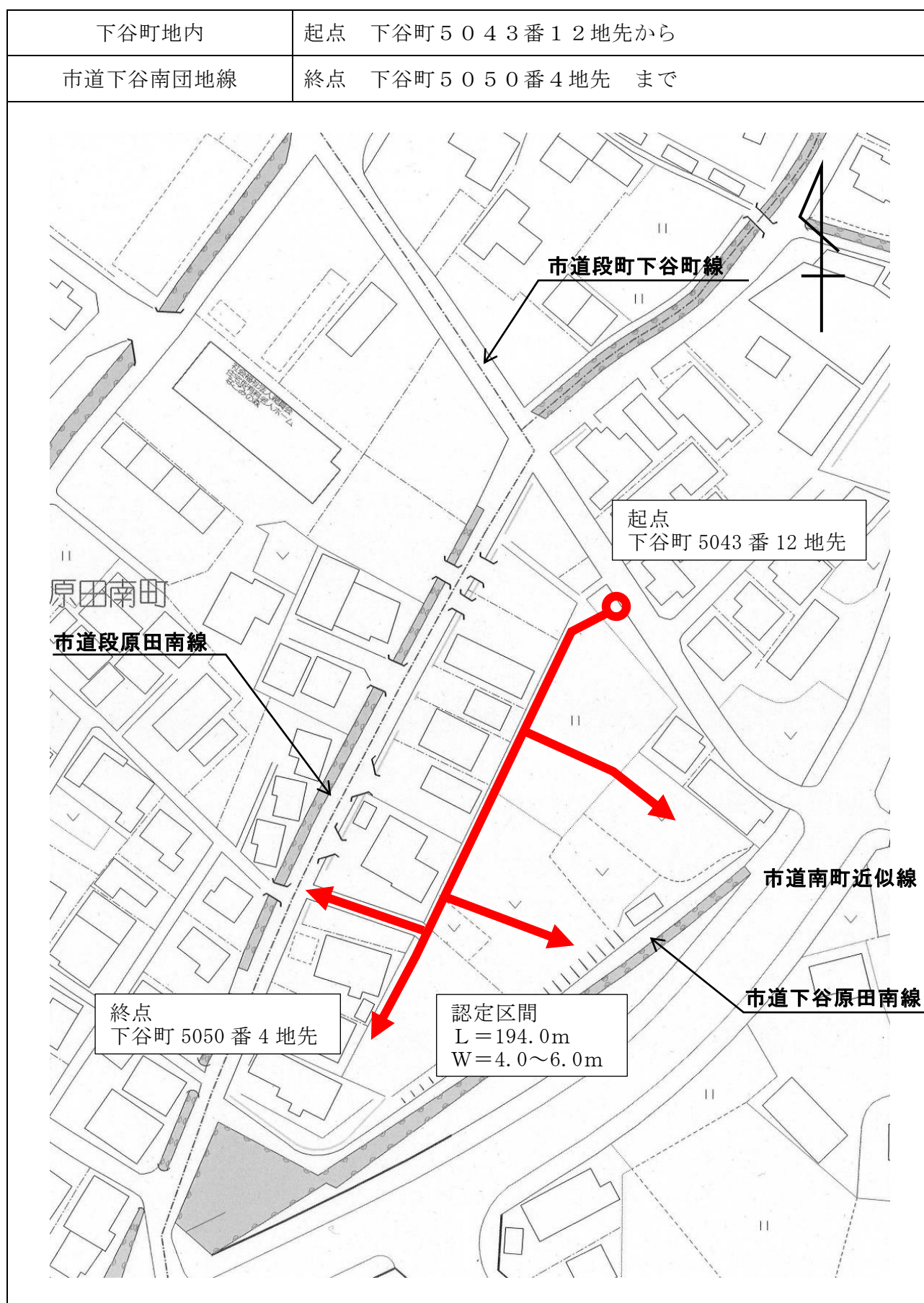
| 路線名     | 起 点      終 点                                               | 延長 m  | 幅員 m    |
|---------|------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 下谷南団地線  | 起点 下谷町 5 0 4 3 番 1 2 地先から<br>終点 下谷町 5 0 5 0 番 4 地先    まで   | 194.0 | 4.0～6.0 |
| 檜林線     | 起点 上谷町 4 4 9 3 番 2 地先    から<br>終点 上谷町 4 1 1 0 番 2 地先    まで | 491.0 | 5.0     |
| 計 2 路 線 |                                                            | 685.0 |         |

令和 5 年 3 月 6 日提出

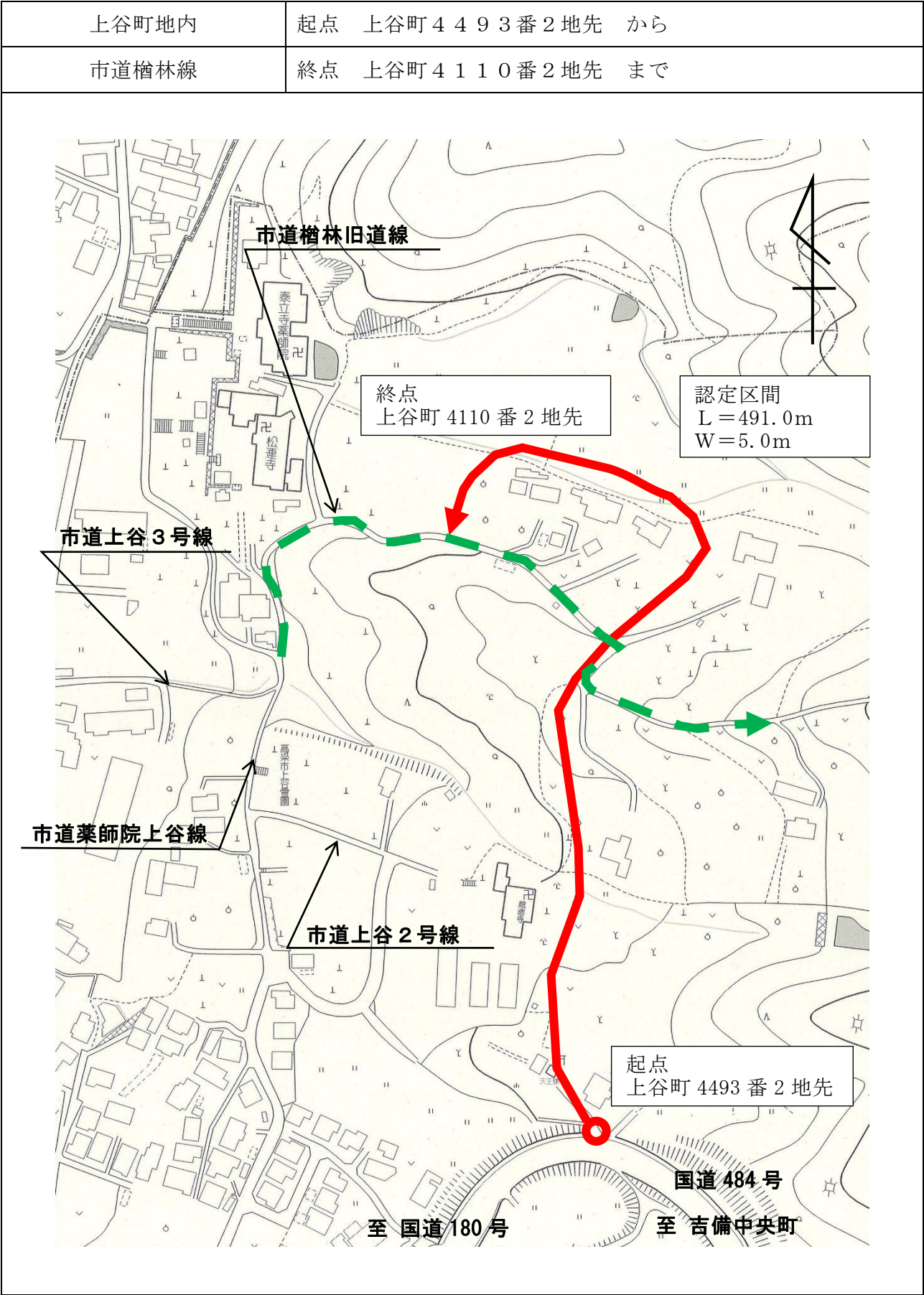
高梁市長      近 藤 隆 則

## 提 案 理 由

道路法の規定に基づき市道路線の認定をするため。







(参考)

## 道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

## 弥高山公園の指定管理者の指定について

次のとおり弥高山公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

| 名 称   | 指定管理者                 |                                | 指定の期間                                  |
|-------|-----------------------|--------------------------------|----------------------------------------|
|       | 所 在 地                 | 名 称                            |                                        |
| 弥高山公園 | 高梁市旭町 1 3 3<br>5 番地 7 | 一般社団法人高梁市<br>観光協会<br>代表理事 藤岡 孝 | 令和 5 年 4 月 1 日から<br>令和 10 年 3 月 31 日まで |

## 提 案 理 由

弥高山公園の指定管理者を指定するため。

(参考)

## 地方自治法 (抜すい)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略



## 高梁市滞在型宿泊施設の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市滞在型宿泊施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

| 名 称        | 指定管理者                    |                         | 指定の期間                                    |
|------------|--------------------------|-------------------------|------------------------------------------|
|            | 所 在 地                    | 名 称                     |                                          |
| 高梁市滞在型宿泊施設 | 高梁市成羽町吹屋<br>1 1 1 4 番地 2 | 株式会社吹屋<br>代表取締役 戸田<br>誠 | 令和 5 年 4 月 1 日から<br>令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで |

## 提 案 理 由

高梁市滞在型宿泊施設の指定管理者を指定するため。



## 高梁市川上デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり高梁市川上デイサービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

| 名 称             | 指定管理者          |                                  | 指定の期間                                  |
|-----------------|----------------|----------------------------------|----------------------------------------|
|                 | 所 在 地          | 名 称                              |                                        |
| 高梁市川上デイサービスセンター | 高梁市向町 2 1 番地 3 | 社会福祉法人高梁市<br>社会福祉協議会<br>会長 森田 伸一 | 令和 5 年 4 月 1 日から<br>令和 10 年 3 月 31 日まで |

## 提 案 理 由

高梁市川上デイサービスセンターの指定管理者を指定するため。



高梁市高齢者見守り支援施設の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市高齢者見守り支援施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

| 名 称              | 指定管理者               |                          | 指定の期間                                  |
|------------------|---------------------|--------------------------|----------------------------------------|
|                  | 所 在 地               | 名 称                      |                                        |
| 川上高齢者見守り<br>支援施設 | 高梁市川上町地頭<br>2340 番地 | NPO 法人絆かわかみ<br>理事長 宮崎 孝司 | 令和 5 年 4 月 1 日から<br>令和 10 年 3 月 31 日まで |

#### 提 案 理 由

高梁市高齢者見守り支援施設の指定管理者を指定するため。

